

平成30年度指定障害福祉サービス事業者等指導監査状況一覧 [担当課 西部総合事務所福祉保健局福祉企画課]

指導種別	法人名	事業所名	実施日	事業種別	改善を要する事項	指摘内容	改善状況	改善内容
監査	青空交通株式会社	青空交通ケアセンター 指定訪問介護事業所	平成29年8月21日(月) 平成30年6月20日(水)	居宅介護・重度訪問介護	【勤告事項】 管理者の責務	居宅介護事業所の管理者は、サービス費の請求の際に、サービス提供記録が法令等の基準に従って適正に作成されているかの確認を怠るなど、運営基準を遵守させるため必要な指揮命令を怠った。	改善中	管理者を除くサービス提供責任者が、介護支援専門員の作成した提供表と訪問介護計画書、サービス実施後に記録された実施記録簿、運転日報を精査し、記録簿の日時、内容等についてその正確さを検証することとし、その結果を管理者に報告することでその管理を一元的に実施するものとする。
					【勤告事項】 サービスの提供	事業所の従業者が実際にサービス提供を行った時間帯と異なる日程を記録するなど、不適切な記録が行われていた。	改善中	従業者に会議等で記録簿への適正な記録を記入することを注意喚起するとともに、従業者の管理及び業務の実施状況を把握することで適正でない記録は指導して訂正させるとともに、正誤表を掲示するなどして問題点を共有するようにする。
					【勤告事項】 記録の作成及び保存	法令遵守責任者が退職したにもかかわらず、後任者の選任が適切に行われておらず、変更届が提出されていない。 よって、法令遵守に係る業務がなされておらず、業務管理体制が適正に整備されていないことが認められた。	改善中	法令遵守責任者は新たに選任した。現在は、管理者が兼務をしているため、早急に管理者の育成に努め、法令遵守責任者と管理者を別の者としてチェック機能が働くように改善する。
					給付費の算定及び取扱い	通院等乗降介助について、利用目的が「知人の見舞い」など、算定要件に合致しない請求があった。	改善中	要件に合致しない請求については、過誤請求を行った。要件については、従業者に説明を行い、記録の内容をサービス提供責任者、法令遵守責任者がチェックすることで過誤請求が発生しないようにする。
監査	特定非営利活動法人ひまわり倶楽部	グループホームひまわり倶楽部 就労支援センターひまわり倶楽部	平成29年11月14日(火) 平成30年3月14日(水) 平成30年3月23日(金) 平成30年6月5日(火)	共同生活援助、就労継続支援B型	【勤告事項】 従業者の配置、勤務体制・記録の作成及び保存	職員の勤務管理の記録が適正に整備されておらず、職員の勤務実績等が正確に確認できない状態となっているなど、向事業所の人員基準及び人員配置区分の適否の確認ができなかった。	改善済	基準に規定される人員を配置する。勤務体制については、各指定事業所毎に勤務日誌、出勤簿を整備し、記録の徹底を図り、管理者が勤怠管理を適正に実施する。
					【勤告事項】 管理者の責務	管理者による個別支援計画の作成に係る業務や記録の整備等の監督など、運営基準を遵守するために必要な一元的管理がなされていなかった。	改善済	一元的に管理者の監督を実施し、特に個別支援計画の作成や記録に係る監督を実施する。
					【勤告事項】 サービスの提供・記録の作成及び保存	サービス提供の記録等が適正に整備されておらず、サービス提供の実績が正確に確認できなかった。	改善済	サービスの提供内容、提供担当者、提供日・時間等を記録したサービス提供記録を作成した。また、利用者からの確認を得ることとした。
					【勤告事項】 個別支援計画・記録の作成及び保存	個別支援計画について、未作成あるいは見直しがなされていないもの、サービス管理責任者以外が作成したもの等があり、個別支援計画に係る業務が適切に行われていなかった。	改善済	個別支援計画の作成に係る業務を再確認し、適正に改善した。また、モニタリング等について規定された月数に従い実施することとした。
				共同生活援助	【勤告事項】 業務管理体制	法令遵守責任者及び管理者による基準等の適否の確認やこれに基づいた指示がなく、業務管理体制が機能していなかった。	改善済	法令遵守責任者・管理者を交代し、業務適否確認の判断を改善し、業務管理体制を整備した。
					給付費の算定及び取扱い	個別支援計画について、未作成あるいは見直しがなされていないもの、サービス管理責任者以外が作成したもの等があり、個別支援計画に係る業務が適切に行われていなかった。	改善中	援護市町村と相談し、過誤調整を順次、実施する。
				就労継続支援B型	給付費の算定及び取扱い	1つの住居(福寿荘)において、世話人の配置による必要な支援がなされていなかった。	改善済	援護市町村と相談し、過誤調整を実施した。
					給付費の算定及び取扱い	利用開始後すみやかに作成する必要がある個別支援計画について、未作成のまま退所した者及び相当期間未作成の状態の者については、個別支援計画未作成減算を適用する必要がある。	改善済	援護市町村と相談し、過誤調整を実施した。
				共同生活援助	給付費の算定及び取扱い	自家用車で通所している利用者及びその同乗利用者(福寿荘入居者2人分)に対し、送迎加算を算定していた。	改善済	援護市町村と相談し、過誤調整を実施した。
					共同生活援助、就労継続支援A型	【勤告事項】 一般原則	計算の苦手な利用者には計算が出来ないと知りながら、他の利用者がある中で計算問題の出題を繰り返されていた。これは、たとえ当該利用者が服薬や郵便物の管理が出来ないことへの確認行為であったとしても、心理的な虐待である。 また、別の利用者に対する「特別な支援は必要がない、一般的な人で配慮が必要だとは感じていなかった。」とする管理者の本質問検査での発言は、利用者の意向、適性、障がいの特性その他の事情を踏まえたものとは言えない。	改善済
【勤告事項】 事故等への対応(苦情解決)	事業者は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の受付日、内容等を記録し、苦情を解決する措置を講じなければならないが、この一連の対応が記録されていない。	改善済	今後、苦情解決の手順を定め、苦情解決に向け措置を講ずる。各利用者ごとの担当者を定め、チェックリストも使用する。					
【勤告事項】 サービスの提供(取扱方針)	利用者の支援について、事業者によるサービスの評価が行われていなかった。	改善済	第三者評価を実施した。 アンケートにより利用者の意見を取り入れることとした。					
【勤告事項】 業務管理体制	法令遵守責任者が長期間不在の時期があった。 加えて、条例上の基準が遵守されていない事項が複数あるなど、法に規定する義務の履行を確保するための業務管理体制が十分に整備されていたとは言えない。	改善済	法令遵守責任者について、管理者と別の者としてこととし、選任した。					
サービスの提供(虐待の防止のための措置に関する事項)	事業所が行うべき研修が不十分であった。(独自研修の方法・計画・実績記録など) 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き添付資料のチェックリストの活用が不十分であった。(集計・分析・課題の抽出など)	改善済	管理者を含め、職員を研修に参加させることとし、あわせて社内研修も実施する。					
サービスの提供(心身の状況等の把握)	精神障がいの方や自分の気持ちを言えない方の状況の把握について「意識していない、服薬や受診の状況は報告がないから判らない。」とする管理者の本質問検査での発言は、事業者として具体的な方策が取られているとは言えない。	改善済	服薬管理を行うこととする。					
サービスの提供(相談及び援助)	利用者に対する相談及び援助について「具体的な体制はなく職員に任せている、自分は全体の経営管理」とする管理者の本質問検査での発言は、必要な相談及び援助を行い得る体制が整っているとは言えない。	改善済	利用者からの相談は、家庭内のごとく、金銭面も含め、相談ののっており、助言を行っている。					
共同生活援助	【勤告事項】 サービスの提供(介護及び家事等)	事業者は、利用者がその自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送ることができるように、適切な技術を持ってサービスを提供し又は必要な支援を行う必要があるが、管理者は飲酒してグループホームの共有室への訪問を行っていた。(「以前は週に一回程度の頻度で飲酒して訪問していた、話はあまりない、居るだけ。）」との管理者の本質問検査での発言)	改善済	大変遺憾に思っている。 世話人が退職したので、自分が世話人としてグループホームに訪問することがあった。飲酒しての訪問はしていない。				
実地指導	社会福祉法人 祥和会	祥福園	平成30年8月29日(水)	施設入所支援(生活介護)、短期入所		口頭指摘事項のみ		
実地指導	社会福祉法人 鳥取県厚生事業団	皆生やまと園	平成30年8月31日(金)	施設入所支援(生活介護)、短期入所		口頭指摘事項のみ		
実地指導	社会福祉法人 しらゆり会	光洋の里	平成30年9月4日(火)	施設入所支援(生活介護)、短期入所		口頭指摘事項のみ		

平成30年度指定障害福祉サービス事業者等指導監査状況一覧 [担当課 西部総合事務所福祉保健局福祉企画課]

指導種別	法人名	事業所名	実施日	事業種別	改善を要する事項	指摘内容	改善状況	改善内容
実地指導	特定非営利活動法人 おりもんや	おりもんや	平成30年9月10日(月)	就労継続支援B型	個別支援計画の作成	個別支援計画を策定(見直し)する際に行うモニタリング、ケア会議の記録がない。	改善済	利用計画書の作成及び見直しに至る過程での各利用者との面接記録、職員間の支援会議の記録及び支援相談所とのケア会議の記録はその都度作成し、職員間で共有する。
					運営規程(虐待防止)	虐待防止責任者が選定されていない。	改善済	虐待防止責任者を選任し重要事項説明書に記載するとともに、事業所に掲示した。
					勤務体制の確保等	資質の向上のための研修が行われていない。	改善済	職員の資質向上のため、計画的かつ積極的に研修に参加させ、研修で何を学び今後どう活かしていくかを研修報告書で確認する。
					非常災害対策	非常災害対策計画が作成されていない。	改善済	避難確保計画を作成し、米子市への提出を完了。計画に基づく避難訓練を2月に実施した。
					掲示	運営規程、従業員の勤務体制について、掲示されていない。	改善済	運営規程を事業所に掲示するとともに職員の1カ月の勤務体制を掲示するようにした。
					秘密保持等	他の指定障害福祉サービス事業者と利用者の個人情報共有する際の同意を得ていない。	改善済	個人情報に関する同意書を作成し、各利用者又は保護者より記名押印いただいた。
					給付費の算定及び取扱い(食事提供加算)	事業所外での支援で算定要件に合致しないものがあった。	改善済	事業所外でも食事提供分については各市町村への過誤申立書の提出は完了。今後については、算定要件を満たす提供について請求する。
					給付費の算定及び取扱い(欠席時対応加算)	利用者が欠席する際の連絡調整や相談援助の記録がないものについて、算定している。	改善済	利用者が欠席する時の相談支援記録のないものについては各市町村への過誤申立書の提出を完了。今後については、全て相談支援記録を作成する。
実地指導	特定非営利活動法人 ノーム	ノームの系車	平成30年9月12日(水)	就労継続支援B型	給付費の額に係る通知等	代理受領通知を行っていない。	改善済	法定代理受領により受けた給付費の額を記載した通知書を渡し、確認・押印したものをコピーして保管した。
					個別支援計画の作成	個別支援計画を策定(見直し)する際に行うモニタリング、ケア会議の記録がない。	改善済	支援記録簿の形式を一新し、個別支援計画に沿った支援を行うよう改善した。個別支援計画を作成する際のモニタリング、ケア会議の記録を残すようにした。
					勤務体制の確保等	資質の向上のための研修が行われていない。	改善済	シフトを調整し職員の資質向上のための研修に参加した。今後でもできる限りシフトを調整し参加する。
					秘密保持等	業務上知り得た秘密について、従業員が秘密を保持するための必要な措置が講じられていない。	改善済	秘密保持のための誓約書に押印してもらった。
					苦情解決	苦情解決のための必要な措置が十分に講じられていない。	改善済	苦情箱を設置し、朝の会の時、利用者に説明。今までの苦情の内容等は職員連絡簿に書いていたが、苦情受付簿を作成し記載するように改善した。
					給付費の算定及び取扱い(個別支援計画未作成減算)	個別支援計画が6か月以上に見直されていないものがある。	改善済	該当する利用者の市町村へ過誤申立を行い、過誤請求を行った。
					給付費の算定及び取扱い(送迎加算)	・送迎加算1について算定要件を満たしていない。 ・算定要件に合致しないもの(自宅から直接施設外就労先への送迎するもの)を算定している。	改善済	該当する利用者の市町村へ過誤申立を行い、過誤請求を行った。自宅から直接施設外就労先に送迎していたものについて該当する利用者の該当期間全てにおいて過誤調整を行った。
実地指導	社会福祉法人 白老会	つゆくさ	平成30年9月19日(水)	就労継続支援A型・B型	運営規程(虐待防止)	虐待防止責任者が選定されていない。	改善済	虐待防止責任者を選定し、各事業所に掲示した。今後の新規利用者には、重要事項説明書に記載し、説明する。
					非常災害対策	消防計画に定める年2回の避難、救出等の訓練が実施されていない。	改善済	各工場で火災避難訓練を実施した。今後、年2回の訓練を確実に実施します。
					事故発生時の対応	事故の発生時において、県、市町村への報告がなされていない。	改善済	報告の必要な事故の程度について県・市に確認したので、今後、事故が発生した場合には定めに従って報告を行う。
実地指導	社会福祉法人こうほうえん	訪問介護事業所よなご幸福苑	平成30年9月27日(木)	居宅介護・重度訪問介護・同行援護	口頭指摘事項のみ			
実地指導	一般社団法人ほかほか	おひさまサポート	平成30年10月2日(火)	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護	会計の区分	各事業ごとの収入支出の金額が分けられておらず、事業ごとに経理が区分されていない。	改善済	平成30年10月1日から実施した。
実地指導	株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター米子東	平成30年10月4日(木)	居宅介護・重度訪問介護・同行援護	口頭指摘事項のみ			
実地指導	株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター米子	平成30年10月4日(木)	居宅介護・重度訪問介護・同行援護	口頭指摘事項のみ			
実地指導	特定非営利活動法人 クロスジョブ	クロスジョブ米子	平成30年10月11日(木)	就労移行支援・就労定着支援	非常災害対策	非常災害対策計画が作成されていない。	改善済	非常災害対策計画を作成した。
実地指導	有限会社 ケアサービス米子	ケアサービス米子訪問介護事業所	平成30年10月15日(月)	居宅介護・重度訪問介護・同行援護	会計の区分	各事業ごとの収入支出の金額が分けられておらず、事業ごとに経理が区分されていない。	改善済	平成30年12月1日より会計を区分した。
実地指導	社会福祉法人 祥和会	指定居宅介護事業所サポートセンターなごみ	平成30年10月16日(火)	居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護	運営規程(虐待防止)	虐待の防止のための措置に関する事項について、記載していない。	改善済	運営規程を変更した。
					会計の区分	各事業ごとの収入支出の金額が分けられておらず、事業ごとに経理が区分されていない。	改善済	経理規定を変更し、平成31年度より新たな会計区分で経理を行う。
実地指導	株式会社 ライオンハート	ヘルパーステーションオルカ	平成30年10月18日(木)	居宅介護・重度訪問介護	契約支給量の報告等	利用契約をした時に、契約支給量等の受給者証への記載をしていない。	改善済	既存利用者の契約支給量等の受給者証への記載をした。今後、新規利用者の場合も記載する。
					契約支給量の報告等	利用契約をした時に、市町村への報告をしていない。	改善済	既存利用者について市町村に報告した。今後も報告する。
					サービスの提供の記録	サービスを提供したことについて、利用者から確認を得ていない。	改善済	サービス提供記録用紙に利用者確認欄を設け、確認を得るようにした。
					掲示	最新の運営規程及び重要事項について、掲示がされていない。	改善済	最新の運営規定及び重要事項の掲示をした。
					秘密保持等	他の指定障害福祉サービス事業者と利用者の個人情報共有する際の同意を得ていない。	改善済	個人情報に関する同意書に同意を得た。
					会計の区分	各事業ごとの収入支出の金額が分けられておらず、事業ごとに経理が区分されていない。	改善済	平成30年1月からの会計区分を事業ごとに区分するようにした。
実地指導	社会福祉法人 祥和会	小竹の郷	平成30年10月29日(月)	就労継続支援B型・生活介護	個別支援計画の作成	個別支援計画(見直し)の作成及び見直しの際に行うアセスメント等が速やかに行われていない。	改善済	個別支援計画の策定及び見直しの手順書を作成した。
実地指導	株式会社 エヌ・キッチン	ひとの和	平成30年11月1日(木)	自立訓練(生活訓練)・就労継続支援B型	会計の区分	各事業ごとの収入支出の金額が分けられておらず、事業ごとに経理が区分されていない。	改善済	会計区分の設定を変更した。平成30年度分から変更。
実地指導	株式会社ライフ	ライフ	平成30年11月6日(火)	就労継続支援A型	訓練等給付費の額に係る通知等	法定代理受領により訓練給付費の支給を受けた場合の利用者への通知を行っていない。	改善済	平成30年11月受領分から代理受領額を利用者に通知することとした。
					個別支援計画の作成	個別支援計画の作成にあたって、アセスメントに基づく個別支援計画書の作成及びケア会議の開催をしていない。	改善済	個別支援計画の作成にあたりケア会議を実施し、記録するよう改善した。
					非常災害対策	非常災害対策計画の内容について、立地条件や避難場所、避難経路などの具体的事項が記載されておらず、事業所の実情に即していない。	改善済	非常災害対策計画を立地条件や避難場所、避難経路などの具体的事項が記載された計画書に作成し直した。
実地指導	株式会社ラフデッサン	Fine 米子オフィス	平成30年11月7日(水)	就労移行支援	非常災害対策	非常災害対策計画の内容について、立地条件や避難経路などの具体的事項の記載が不十分であり、事業所の実情に即していない。	改善済	立地条件、避難経路、事業規模に合わせた内容変更等を行い計画を見直した。

平成30年度指定障害福祉サービス事業者等指導監査状況一覧 [担当課 西部総合事務所福祉保健局福祉企画課]

指導種別	法人名	事業所名	実施日	事業種別	改善を要する事項	指摘内容	改善状況	改善内容
実地指導	ティーアンドディー株式会社	さかい孫の手	平成30年11月15日(木)	生活介護	契約支給量の報告等	利用契約をした時に、市町村への報告をしていない。	改善済	各市町村へ契約内容報告書を新規、終了、内容変更時に作成し提出する。
					非常災害対策	非常災害対策計画の内容について、立地条件や避難経路などの具体的事項の記載が不十分であり、事業所の実情に即していない。	改善済	非常災害対策計画の手引き(国通知)を参考に作成した。
					掲示	重要事項、協力医療機関について、掲示がされていない。	改善済	運営規程と同様に事業所内に掲示した。
					秘密保持等	他の指定障害福祉サービス事業者と利用者の個人情報共有する際の同意を得ていない。	改善済	個人情報取り扱いの文書を作成し、利用者と事業者間の合意を得るようにした。
					給付費の算定及び取扱い(人員欠如減算)	生活支援員の常勤職員が欠如していた期間について、減算をしていない。	改善済	過誤調整を行った。
実地指導	特定非営利活動法人 あかり広場	にちなみつなで	平成30年11月20日(火)	就労継続支援A型・就労継続支援B型	個別支援計画の作成	個別支援計画を策定(見直し)する際に行うケア会議の記録がない。	改善済	計画策定及び見直しのマニュアルを作成し、記録方法の確認をした。
					非常災害対策	非常災害対策計画の内容について、立地条件や避難経路などの具体的事項の記載が不十分であり、事業所の実情に即していない。	改善済	非常災害に備え、現在の非常災害対策計画を実状に即した計画に見直し変更を行った。
				就労継続支援B型	給付費の算定及び取扱い(送迎加算)	1回の送迎につき、平均10人以上の利用がない月があり、算定要件を満たしていない。	改善中	送迎加算の算定要件を確認し、誤って請求したのについて、過誤調整を行う。
実地指導	社会福祉法人 鳥取県厚生事業団	えがお	平成30年11月22日(木)	生活介護	口頭指摘のみ			
実地指導	社会福祉法人 もみの木福祉会	グループホーム和桜	平成30年11月27日(火)	共同生活援助	口頭指摘のみ			
実地指導	社会福祉法人 もみの木福祉会	ショートステイ和桜	平成30年11月27日(火)	短期入所	給付費の算定及び取扱い(短期入所サービス費)	日中活動系サービスの利用の有無に応じた報酬の請求区分に誤りがあった。	改善済	短期入所開始時に遡って自己点検を行い、誤って請求したのについて過誤請求を実施。
実地指導	株式会社 ハビネライフ光	ハビネヘルパーステーションハッピー米子	平成30年11月28日(水)	居宅介護・重度訪問介護	契約支給量の報告等	利用契約をした時に、市町村への報告をしていない。	改善済	該当分について提出を行うとともに、今後利用者契約、変更時に提出する。
					サービスの提供の記録	サービスを提供したことについて、利用者から確認を得ていないものがある。	改善済	支援後にサービス実績記録を記入し、利用者確認、サインをもらうこととした。
実地指導	医療法人 同愛会	博愛病院	平成30年11月29日(木)	短期入所	サービスの提供の記録	サービスを提供したことについて、利用者から確認を得ていない。	改善済	短期入所サービス提供実績記録票を作成し、担当看護師が記録表に記載し、退所時押印受領の対応を行う。
					入退所の記録の記載等	入所及び退所の際、必要事項が受給者証に記載されていない。	改善済	入退所年月日等の必要な事項を本事業窓口担当者が受給者証に記載対応することとした。
					掲示	運営規程及び重要事項について、掲示がされていない。	改善済	運営規程、重要事項説明書が入ったファイルを作成し、病室に配置し閲覧できるよう対応した。
実地指導	株式会社ライブアシスト	ライブアシスト訪問介護事業所	平成30年12月17日(月)	居宅介護・重度訪問介護	契約支給量の報告等	利用契約をした時に、市町村への報告をしていない。	改善済	現利用者分を契約時から作成し、各市町村へ提出済。今後は遅滞なく提出する。
					個別支援計画の作成	個別支援計画について、必要に応じた計画変更、計画継続の場合の確認を行っていない。	改善済	個別支援会議、モニタリングを定期的に行い、課題とニーズ・状態を把握する。また、モニタリングにて評価が行える様、個別支援計画の目標を具体的に定める。
					会計の区分	事業ごとに経理が区分されていない。	改善済	事業所ごとの利用者数を集計し、該当月の収入支出を延べ利用者数割合により按分し、事業ごとの会計及び経理を区分することと改めた。
				重度訪問介護	サービスの提供の記録	サービスを提供したことについて、利用者から確認を得ていない。	改善済	サービス提供内容の記録をその都度作成し、利用者本人が確認できる場合は、その場で内容確認していただく。本人の意向確認ができない場合は、家族や後見人等へ定期的に確認していただく。
実地指導	株式会社ミシマ	ヘルパーステーションりんどうの郷	平成30年12月21日(金)	居宅介護・重度訪問介護	契約支給量の報告等	利用契約をした時に、契約支給量等の受給者証への記載をしていない。	改善済	利用契約時に、受給者証に事業者及び事業所の名称、サービスの内容、契約支給量等の必要な事項を記載した。
					契約支給量の報告等	利用契約をした時に、市町村への報告をしていない。	改善済	利用契約時に、受給者証記載事項その他の必要事項を市町村に報告する。
					個別支援計画の作成	提供するサービスごとにアセスメントを行い実施内容を把握しているが、その内容が計画に反映されていない。	改善済	計画策定及び見直しの一連の手順を確認し、適正に計画を作成した。アセスメントを実施し把握した内容により計画を作成した。
実地指導	ケアタクシーあゆみ合同会社	地域サポートセンター笑花	平成31年1月25日(金)	居宅介護・重度訪問介護・同行支援・行動支援	契約支給量の報告等	サービスの利用に係る契約をした際の市町村への報告を行っていない。	改善済	平成31年3月より契約内容の報告を行う。
					個別支援計画の作成等	個別支援計画の見直しに際して、モニタリングが行われていない等、個別支援計画が適切な手順によって作成されていない。	改善済	平成31年3月よりサービス利用ごとに計画書を作成した。
					個別支援計画の作成等	個別支援計画の内容の説明及び交付について、サービス提供責任者が行っていないものがあった。	改善済	サービス提供責任者が行うようにした。
					運営規程(虐待防止)	虐待防止責任者の選定がされていない。	改善済	重要事項説明書に記載し、掲示した。
					会計の区分	事業ごとに経理が区分されていない。	改善済	平成31年2月より事業ごとに区分した。
				同行支援	従業者の員数	サービス提供責任者が、同行支援従業者養成研修応用課程を修了しておらず、資格要件を満たしていない。	改善中	平成31年4月以降、休止した。過誤調整については、順次行う。
監査	株式会社フォーリーフクローバース	ヘルパーステーションよつば	平成30年10月24日(水) 平成31年1月21日(月)	居宅介護・重度訪問介護	常勤のサービス提供責任者の居宅介護事業への専従	指定居宅介護事業所の常勤のサービス提供責任者が、同事業所と併設される指定地域密着型通所介護事業所の業務の手伝い等の業務に従事し、指定居宅介護事業所の業務に専従していないことがあった。	改善中	法令遵守責任者である社長を管理者におくことで、サービス提供責任者の専従配置管理ができるようにした。
					個別支援計画の作成等	個別支援計画について、未作成あるいは見直しが行われていないもの、サービス提供責任者以外の者が作成したもの等があり、個別支援計画が適切に作成(見直し)されていないものがあった。	改善中	個別支援計画に具体的なサービスの内容を記載したものを交付し計画に基づいたサービスを実施するように、管理者が個別ファイルのチェックを実施し半年ごとに定期的に管理を行うようにした。また、半年ごとに行う計画の見直しにあたっては、更新時期を一覧表にし、必要時にアセスメントを行いその旨を記録していきけるようにした。
					給付費の算定及び取扱い(居宅介護サービス費)		改善済	個別支援計画が立てられない期間の算定についてチェックを行い、過誤調整を行った。
					業務管理体制(設置者の責務)	法令遵守のための諸規程が未整備であり、業務モニタリングや職員研修などの、障害者総合支援法令遵守のための取組が体系的に行われていない。 また、法令遵守責任者である代表取締役社長(以下「社長」という。)は、事業所の日常業務運営管理の全般を居宅介護事業所の管理者兼サービス提供責任者(以下「管理者」という。)に委ねており、基準違反の事実自体を認識していなかった。 なお、社長の管理者への指示内容は、「基準違反がないように」との抽象的かつ概括的なものにどまり、また、社長は、常勤のサービス提供責任者の他の業務への従事について、従事時間が短時間で、かつ、恒常的であれば、専従義務違反には当たらないものと誤認し、管理者に対して、サービス提供責任者の専従配置に関する具体的な指示をしていなかった。 よって、法令遵守に係る業務がなされておらず、業務管理体制が適正に整備されていないことが認められた。	改善中	社長自らが法令遵守責任者としての役割を果たせるよう、法令を画面により再度確認し、適切な管理が行えるように努めた。今後も外部研修など積極的に参加し、法令遵守に努めていくこととした。

平成30年度指定障害福祉サービス事業者等指導監査状況一覧 [担当課 西部総合事務所福祉保健局福祉企画課]

指導種別	法人名	事業所名	実施日	事業種別	改善を要する事項	指摘内容	改善状況	改善内容
実地指導	特定非営利活動法人 ever green	green works	平成31年1月22日(火)	就労継続支援B型	指定の変更の申請等	指定に係る届出事項に変更があった場合に、変更があった日から10日以内に変更届が提出されていない。	改善済	届出事項に変更があった場合、10日以内に変更届をもって届けるとともに、提出した書類に補正の必要があった場合には速やかに対応します。
					個別支援計画の作成等	個別支援計画の作成及び見直しに際してケア会議が開催されておらず、個別支援計画が適切な手順によって作成されていない。	改善済	法人内で統一したシートを活用することとした。また、計画の作成手順を確認し、特に、計画に対する意見を記録として必ず残すことを事業所内で周知・徹底した。
					勤務体制の確保等	事業ごとに勤務体制が確保されておらず、他の事業との兼務関係等もあり事業ごとの勤務実績が不明瞭であるなど勤怠管理が不十分である。	改善済	勤務表原紙の変更を行い各事業所勤務表を計画段階・実施後に事務部へ集め勤務計画での人員のチェックができるようにした。サビ管と専従職員の常勤勤務時間の確保を行いヘルパー事業所との兼務部分については利用者の調整を引き続き行う。
					従業者の員数及び給付費の算定及び取扱い(人員欠如減算)	直接処遇職員(職業指導員、生活支援員)が、法人が併せて運営する居宅介護事業等に従事することにより、人員配置基準上配置すべき常勤職員が配置されていない月が見受けられる。	改善中	人員基準・加算要件を確認し、報酬及び加算を算定するものとする。また7月中を目途に自己点検を行い、市町村に相談の上、過誤調整を行う。
					従業者の員数及び給付費の算定及び取扱い(人員欠如減算)	サービス管理責任者である者が、法人が併せて運営する居宅介護事業等に従事することにより、常勤要件を欠いている月が見受けられる。	改善中	人員基準・加算要件を確認し、報酬及び加算を算定するものとする。また7月中を目途に自己点検を行い、市町村に相談の上、過誤調整を行う。
実地指導	特定非営利活動法人 ever green	ヘルパーステーションカ ルミア	平成31年1月22日(火)	居宅介護、重度訪問介護、行動 支援	指定の変更の申請等	指定に係る届出事項に変更があった場合に、変更があった日から10日以内に変更届が提出されていない。	改善済	届出事項に変更があった場合、10日以内に変更届をもって届けるとともに、提出した書類に補正の必要があった場合には速やかに対応します。
					勤務体制の確保等	事業ごとに勤務体制が確保されておらず、他の事業との兼務関係等もあり事業ごとの勤務実績が不明瞭であるなど勤怠管理が不十分である。	改善済	勤務表原紙の変更を行い各事業所勤務表を計画段階・実施後に事務部へ集め勤務計画での人員のチェックができるようにした。就労継続支援B型のサビ管と専従職員の常勤勤務時間の確保を行い、ヘルパーとの兼務部分については利用者の調整を引き続き行う。